

委 託 設 計 書									
所 属 部 課 名			建設部 河川清流課						
部長	審議監	課長	補佐	補佐	補佐	補佐	班	設計者	審査
委 託 名			水路しゅんせつ（B地区）業務委託						
委 託 場 所			松戸市紙敷他地区						
事 業 年 度			令和 8 年度						
委 託 価 格			単価の合計 円						

設 計 概 要	水路等のしゅんせつ業務 一式
------------------	----------------

本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								
	しゅんせつ工							
		A 業務	人力しゅんせつ	m3	1			第 1 号内訳書参照
		B 業務	機械しゅんせつ	m3	1			第 2 号内訳書参照
		C 業務	土砂回収のみ	m3	1			第 3 号内訳書参照
		交通誘導員		人	1			第 4 号内訳書参照
	委託価格							

第 1 号 内訳書 A業務

人力しゅんせつ

1 m3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂掘削	A業務用	m3	1			第 1 号単価表参照
発生土運搬工	A業務用	m3	1			第 2 号単価表参照
小計行						
諸雑費		式	1			
計						

第 2 号 内訳書 B 業務

機械しゅんせつ

1 m3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂掘削	B 業務用	m3	1			第 3 号単価表参照
発生土運搬工	B 業務用	m3	1			第 4 号単価表参照
小計行						
諸経費		式	1			
計						

第 3 号 内訳書 C業務

土砂回収のみ

1 m3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂積込	C業務用	m3	1			第 5 号単価表参照
発生土運搬工	C業務用	m3	1			第 6 号単価表参照
小計行						
諸経費		式	1			
計						

第 4 号 内訳書 交通誘導員

1 人

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 B		人	1			
小計行						
諸経費		式	1			
計						

第 1 号 単価表

土砂掘削

A 業務用

1 m3 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	A 業務用	m3	1			第 7 号単価表参照
人力運搬（積込み～運搬～取 卸し）		m3	1			第 8 号単価表参照
計	1 m3 当り					

第 2 号 単価表

発生土運搬工

A 業務用

1 m3 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	2tダンプ A 業務用	m3	1			第 9 号単価表参照
積込 (ルーズ)		m3	1			第 10 号単価表参照
土砂等運搬	10tダンプ	m3	1			第 11 号単価表参照
建設発生土処理費		m3	1			
計	1 m3 当り					

第 3 号 単価表

土砂掘削

B 業務用

1 m3 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削		m3	1			第 12 号単価表参照
計	1 m3 当り					

第 4 号 単価表

発生土運搬工

B 業務用

1 m3 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬		m3	1			第 13 号単価表参照
積込 (ルーズ)		m3	1			第 10 号単価表参照
土砂等運搬	10tダンプ	m3	1			第 11 号単価表参照
建設発生土処理費		m3	1			
計	1 m3 当り					

第 5 号 単価表

土砂積込

C 業務用

1 m3 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
積込（ルーズ）	C 業務用	m3	1			第 14 号単価表参照
計	1 m3 当り					

第 6 号 単価表

発生土運搬工

C 業務用

1 m3 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土砂等運搬	4tダンプ	m3	1			第 15 号単価表参照
建設発生土処理費		m3	1			
計	1 m3 当り					

第 7 号 単価表

床掘り

A 業務用

1 m3 当り

名 称	規 格	単 位	構 成 比	東 京 単 価	積 算 単 価	摘 要
標準単価			P			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
	1 m3 当り					

SCB210030
J01 土質 = 1

土砂

J02 施工方法 = 6

現場制約あり

第 8 号 単価表 人力運搬（積込み～運搬～取卸し） 1 m3 当り

名 称	規 格	単 位	構 成 比	東 京 単 価	積 算 単 価	摘 要
標準単価			P			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
	1 m3 当り					

SCB211150
J01 換算距離 = 2 40m以下

※施工パッケージ単価

第 9 号 単価表

土砂等運搬

2tダンプ
A業務用

1 m3 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)含	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手 (一般)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

SCB210110

J01 土砂等発生現場 = 3 現場制約あり
 J03 土質 = 1 土砂 (岩塊・玉石混り土含む)
 J18 運搬距離 (km) (DID区間有) = 5 2.0km以下

J02 積込機種・規格 = 7 人力
 J04 DID区間の有無 = 2 有り

第 10 号 単価表 積込 (ルーズ) 1 m3 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホウ (クローラ型) [標準型]	排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.8m3	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手 (特殊)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

SCB210020

J01 土質 = 1

土砂

J02 作業内容 = 1

土量50,000m3未満

第 11 号 単価表

土砂等運搬

10tダンプ

1 m3 当り

名 称	規 格	単 位	構 成 比	東 京 単 価	積 算 単 価	摘 要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	1 0 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)含	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手 (一般)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

SCB210110

J01 土砂等発生現場 = 1

J03 土質 = 1

J06 運搬距離 (km) (DID区間有) = 12 11.0km以下

標準
土砂 (岩塊・玉石混り土含む)

J02 積込機種・規格 = 1

J04 DID区間の有無 = 2

バックホウ山積0.8m3 (平積0.6m3)
有り

第 12 号 単価表

掘削

1 m3 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第2次） 山積0. 2 8 m 3	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手（特殊）		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

SCB210100

J01 土質 = 1
J05 施工数量 = 7

土砂
小規模（標準）

J02 施工方法 = 5

上記以外（小規模）

第 13 号 単価表

土砂等運搬

1 m3 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)含	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手 (一般)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

SCB210110

J01 土砂等発生現場 = 2 小規模

J02 積込機種・規格 = 5

J03 土質 = 1 土砂 (岩塊・玉石混り土含む)

J04 DID区間の有無 = 2

J14 運搬距離 (km) (DID区間有) = 4 2.0km以下

バックホウ山積0.28m3 (平積0.2m3) 有り

第 14 号 単価表

積込 (ルーズ)

C 業務用

1 m3 当り

名 称	規 格	単 位	構 成 比	東 京 単 価	積 算 単 価	摘 要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホウ (クローラ) [標準]	排ガス型 (第 2 次) 山積 0. 2 8 m 3	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手 (特殊)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

SCB210020

J01 土質 = 1

土砂

J02 作業内容 = 4

小規模 (標準)

第 15 号 単価表

土砂等運搬

4tダンプ

1 m3 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)含	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手 (一般)		%	R1			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1 m3 当り					

SCB210110

J01 土砂等発生現場 = 2

J03 土質 = 1

J14 運搬距離 (km) (DID区間有) = 11 12.0km以下

小規模

土砂 (岩塊・玉石混り土含む)

J02 積込機種・規格 = 5

J04 DID区間の有無 = 2

バックホウ山積0.28m3 (平積0.2m3)

有り

設 計 基 本 情 報

諸経費情報

単価世代	2026年 1月 1日 04:東葛飾
諸経費の工種	河川維持工事
施工地域補正	市街地(DID補正)(1)
時間的制約状況	なし
週休2日補正	なし

松 戸 市

予定数量

水路しゅんせつ（B地区）業務委託

A 業務	80 m3
B 業務	10 m3
C 業務	9 m3
交通誘導員	10 人

業務割合

水路しゅんせつ（B地区）業務委託

A 業務	41.7784466	%
B 業務	15.8922070	%
C 業務	15.8420465	%
交通誘導員	26.4872999	%
		100.0000000 %

水路 しゅんせつ 標準仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、松戸市（以下「当市」という。）が管理する水路等の清掃及びしゅんせつ業務に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と請負者との協議により決定する。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督職員が請負者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、請負者の発議により、請負者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 請負者は、清掃作業を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

1. 労働基準法及び同法関連法規
2. 労働者災害補償保険法及び同法関連法規
3. 消防法及び同法関連法規
4. 緊急失業対策法及び同法関連法規
5. 建設業法及び同法関連法規
6. 建築基準法及び同法関連法規
7. 港湾法及び同法関連法規
8. 毒物及び劇物取締法及び同法関連法規
9. 道路法及び同法関連法規
10. 下水道法及び同法関連法規
11. 中小企業退職金共済法及び同法関連法規
12. 道路交通法及び同法関連法規
13. 河川法及び同法関連法規
14. 電気事業法及び同法関連法規
15. 公害対策基本法及び同法関連法規
16. 騒音規制法及び同法関連法規
17. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法関連法規
18. 水質汚濁防止法及び同法関連法規
19. 酸素欠乏症等防止規則及び同法関連法規

- 20. 労働安全衛生法及び同法関連法規
- 21. 振動規則法及び同法関連法規
- 22. 松戸市公害防止条例及び同法関連法規
- (2) 請負者は当該作業の設計図書の内容が(1)の諸法令に照らし、不適當又は矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し確認を求めること。
- (3) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、請負者の負担と責任の元で行う事。なお、建設業退職者共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、請負者の責任において行うこと。

4. 提出書類

- (1) 請負者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、業務に着手すること。
 - 1. 現場代理人及び主任技術者届
 - 2. 工程表
 - 3. 職務分担表
 - 4. 緊急連絡届提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を提出すること。
- (2) 請負者は、業務を行った月末、または業務が完了した時には、すみやかに次の書類を提出すること。
 - ①業務を行った月末に提出する書類
 - 1. 一部完了届
 - 2. 報告書（案内図・作業日報・作業数量の計算書）
 - 3. 写真帳（作業前・作業後・作業状況・作業量の確認が出来る写真）
 - 4. 請求書
 - 5. 請求内訳書
 - ②業務の完了後に提出する書類
 - 1. 完了届
 - 2. 報告書（案内図・作業日報・作業数量の計算書、年間の数量及び請求額一覧表）
 - 3. 写真帳（作業前・作業後・作業状況・作業量の確認が出来る写真）
 - 4. 請求書
 - 5. 請求内訳書
- (3) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

- (1) 請負者は、必要が生じた場合、すみやかに関係官公署等に作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または、許可申請を行い、その許可を受けること。

6. 現場体制

- (1) 請負者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 請負者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有するものを従事させること。
- (3) 請負者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

7. 地先住民等との協調

- (1) 請負者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協調を得ること。
- (2) 請負者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 請負者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料を受け取ってはならない。なお、使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、請負人がその責を負うこと。

8. 損害賠償及び補償について

- (1) 請負者は、水路等の施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。
- (2) 請負者は、作業にあたり、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

9. 工程管理

- (1) 請負者は、監督職員より指示があった場合、実施計画を監督職員に報告すること。
- (2) 予定の工程と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間について、監督員の承諾を得ること。

10. 作業記録写真

請負者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理して監督員に提出すること。

- (1) 撮影は作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
- (2) 人力または機械の別等、業務ごとに作業状況を背景を入れて撮影すること。
- (3) 撮影は、延長 40m程度に対して 1 箇所を原則とするが、断面形状が変化する場合には各断面毎に測定状況、清掃・しゅんせつ状況のほか、監督員が指定する内容について行う。
- (4) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び請負者名を明記した黒板を入れて撮影する

こと。

- (5) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (6) 写真は、カラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 請負者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じること。降雨時は作業を中止すること。
- (3) 事故防止を図る為、安全管理については、作業計画を明示し、請負者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 請負者は、作業に従事するものに対して、当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 請負者は、必要に応じて労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具のその他の設備は常時点検して、作業に従事するものの安全を図ること。
- (2) 作業中は、有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講じること。
- (3) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、必要に応じて誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じること。
- (2) 作業現場には、作業内容を明示した標識を設け、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (4) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 請負者は、作業にあたって、ガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故等が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講じること。
- (3) 前項の通報後、請負者は事故等の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 清掃・しゅんせつ工

1. 一般事項

- (1) 請負者は、作業指示があった場合には、作業順序等を定め作業に着手すること。
- (2) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れのある場合は、ただちにこれを撤去すること。
- (3) 請負者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (4) 請負者は監督員の指示に反して作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることができる。
- (5) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 作業終了時は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

2. 清掃・しゅんせつ工

(1) 作業時間、作業範囲等

作業にあたっては、道路使用条件等を厳守して、実施すること。

(2) 土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を請負人の責任で取り除くこと。

(3) 土砂等の積込、運搬

①請負者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。

②積込にあたっては、土砂の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないような措置を講ずること。

③土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

④土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

第4章 その他

1. 作業の完了

- (1) 作業を終了し、所定の書類が提出された後、検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 請負者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

- (1) 作業箇所において施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、請負者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受けて処理すること。
- (4) 本業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

水路しゅんせつ業務 特記仕様書

(総則)

第1条 本業務は、甲（松戸市）の指示により、水路のしゅんせつ及び泥土の処理を本仕様書に定めるとおり実施するものとする。

(一般的事項)

- 第2条 作業にあたっては、常に周辺住民および通行車両等に不都合が生じないように配慮しなければならない。
- 2 作業は、日曜日・祝祭日を休止日とし、国民の祝祭日が日曜日と重複する時は、その翌日が休日となるため、この時は作業を行わないものとする。
 - 3 作業時間は、基本的に午前 8 時 00 分から午後 5 時までとする。
 - 4 前項に指定された作業の休止日であっても甲が必要と認める時は、作業を実施するものとする。
 - 5 泥土の運搬にあたっては、水漏れに十分注意し、適切な車両を使用すること。
 - 6 作業中における安全の確保をすべてに優先させ、関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

(業務の範囲等)

第3条 しゅんせつ対象は、柵きよ、U 字溝、素堀水路等とする。

(作業の開始)

第4条 本業務は、緊急を要するものであることから、甲の指示があった場合は、直ちに作業を開始できるよう常に留意すること。

(処理方法)

第5条 本業務で発生した土砂等は、受託者が責任をもって適正な場所へ処理すること。

また、しゅんせつ時に出た草木等の処理手数料については、「松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第 39 条に基づき支払い毎月の報告書に計量伝票(重量記載)の写し及び草木の処理方法を明記した作業日報を添付し、甲へ請求できるものとする。また、単価については、1 キログラム当たり 16 円で起算する。

予定数量(草木等の処分) : 1,000 kg

(その他)

第6条 経費には、準備費、運搬費などの共通仮設費及び現場管理費、一般管理費を計上している。

2 作業中の交通誘導員について

作業を行ううえで安全管理上必要な場合は、交通誘導員を配置すること。なお、交通誘導員を配置する場合は、事前に甲へ報告すること。

3 作業の内訳について

① 水路しゅんせつ A 業務

U字溝、柵きょ、素掘り水路等において、人力によるしゅんせつ、運搬、処理を行う。

② 水路しゅんせつ B 業務

水路等において、機械によるしゅんせつ、運搬、処理を行う。

③ 水路しゅんせつ C 業務

水路脇等に上げてある土砂の回収、運搬、処理を行う。

④ 交通誘導員

交通誘導員を配置し、安全管理を行う。

4 管理区域について

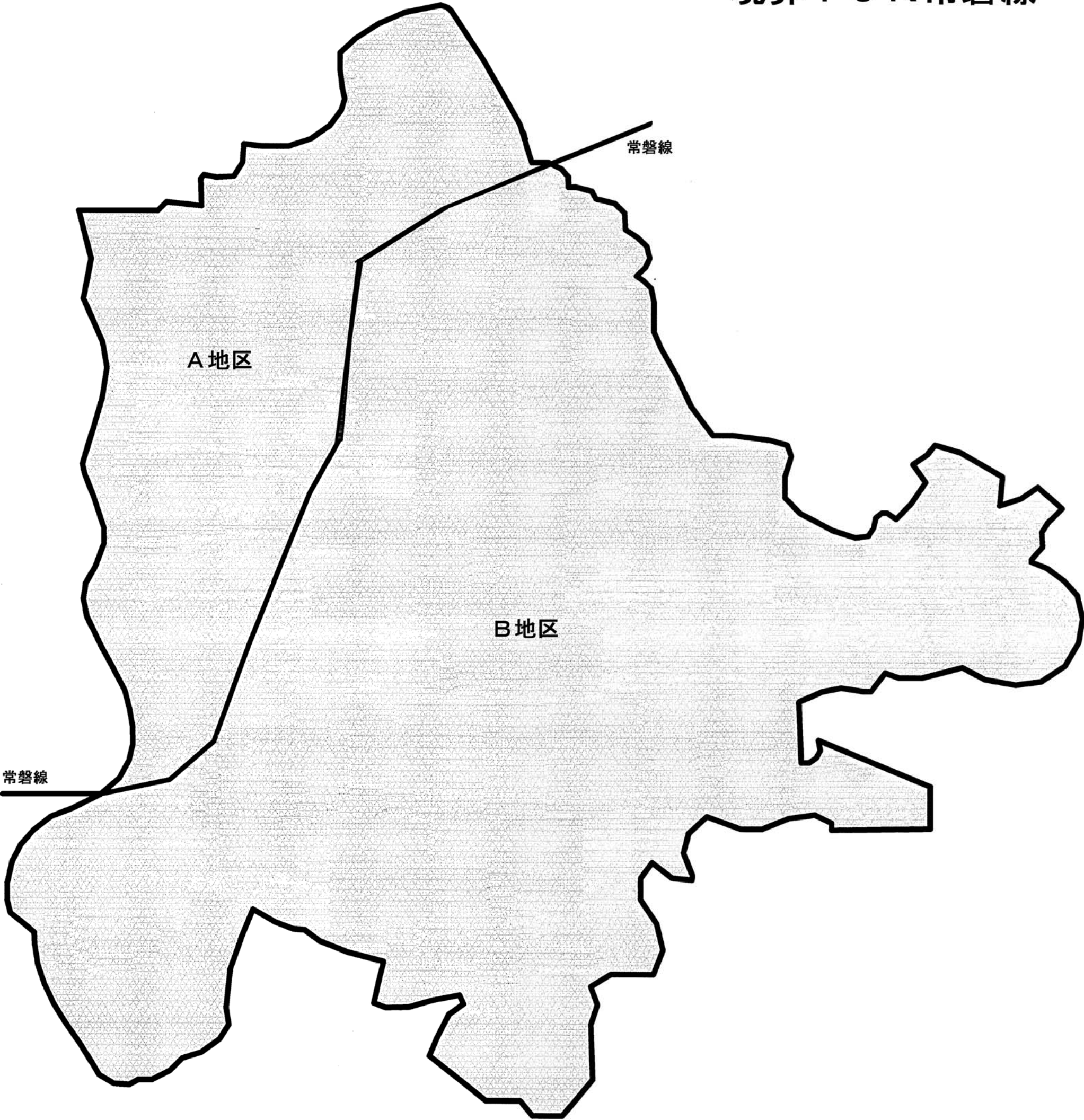
管理区域は原則として、A 地区の範囲内とする(別紙区域図参照)。ただし、緊急時においては、区域外の地区についても行うことがある。なお、その場合は事前に甲乙協議の上で決定するものとする。

A 地区：東日本旅客鉄道株式会社 (JR) 常磐線より西側

B 地区：東日本旅客鉄道株式会社 (JR) 常磐線より東側

水路しゅんせつ業務委託

境界：JR常磐線



雨天時における安全に関する特記仕様書

1 適用

- (1) 本特記仕様書は河川及び準用河川、水路、暗渠、雨水貯留池、ポンプピットの中（以下「河川等」という）で作業を行う工事等に適用する。
- (2) 「工事等」とは、工事以外の点検、清掃、除草等を含め、河川等で行う作業全般を総称したものである。

2 目的

集中豪雨等による急激な水位上昇の危険性を考慮し、河川等における工事等を実施する場合の安全確保について万全を期することを目的とする。

3 雨天時の作業中止等の検討

請負人（受託者）は、以下の標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定すること。

- (1) 当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報若しくは警報が発表された場合。
- (2) 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。

4 気象情報等の取得体制の強化と作業中止判断への活用

気象警報、注意報のみならず、降雨状況等のリアルタイムの情報について、現場においても速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業中止の判断に活用すること。
情報源については適宜確保すること。

5 作業員の退避行動等についての事前確認の徹底

集中豪雨が発生した際の作業員への情報連絡体制、退避行動等について、事前に十分確認すること。

6 安全管理計画の施工計画書等への明記

作成する施工計画書等において、以下の内容を安全管理計画として明記し、発注者（委託者）の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。

ただし、発注者（委託者）が必要ないと認めたときは省略又は一部省略することができる。

(1) 現場特性等の事前把握

工事等の着手前には、当該作業箇所に係る作業内容や現場特性をあらかじめ十分に把握する。

(2) 工事等の中止基準・再開基準の設定

ア 標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定する。

退避時間が長い、退避条件が厳しい、急激な増水が予想される、気象情報が入手しにくい、夜間工事等で天候の状態がわかりにくい等の特性がある場合は中止基準を強化する検討を行う。

イ 工事等の開始後は、中止基準を補完する情報も活用し、的確な中止基準を設定する。

気象情報、気象情報の変化、増水の予兆（水位・水勢の変化、濁水等）。

ウ 工事等を再開する際の基準も設定する。

(3) 迅速に退避するための対応

工事等に着手する前には、作業員が安全かつ迅速に退避できるように、あらかじめ退避時の対応方策について、以下の点について具体的な内容を定めておく。

ア 退避手順の設定

事前に作業員が退避するルート、退避時の情報伝達方法等の退避手順を定めておく。

イ 安全器具の設置

現場特性に応じて安全器具等を設置する。

ウ 情報収集と伝達方法

適宜、気象等の情報収集を行い、状況を作業員全員に伝達し、危険性の早期発見・危機回避に努める。

エ 資器材の取り扱い

資器材については、必要に応じて流出防止策を講じておくとともに、作業員が退避する場合には、退避に支障がある資器材を存置し、作業員の退避を最優先する。

(4) 日々の安全管理の徹底

工事等の開始前には、退避時の対応方策の内容等について作業関係者全員に周知徹底を図る。